

第69回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

業務の適正を確保するための 体制および当該体制の運用状況・・・	1ページ
連結株主資本等変動計算書・・・	7ページ
連結計算書類の連結注記表・・・	8ページ
株主資本等変動計算書・・・	20ページ
計算書類の個別注記表・・・	21ページ

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.tohohd.co.jp/ja/Stock/Meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

東邦ホールディングス株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法の規定に基づいて、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、当社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努める。また、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図る。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、「共創未来グループ倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）において、法令はもとより社会規範にかなひ、遵守しなければならない倫理規範と実践すべき行動基準を定めている。共創未来グループの全社員（取締役、執行役員および従業員）は、この倫理綱領に従って行動する。
- ②取締役会は、法令、定款、取締役会規則等の規定に従い、当社の業務執行を決定するとともに、グループ会社の業務執行を監視・監督する。
- ③取締役会が行う取締役の職務の執行の監督を確保するために、取締役は、当社およびグループ会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行を相互に監視・監督する。
- ④取締役は、法令、定款、取締役会規則・稟議規程等の規定に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。
- ⑤取締役は、金融商品取引法の規定に従って、グループ会社の財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用および評価を継続的に行い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ⑥当社グループの取締役の法令、定款、各種規程を遵守した職務の執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内（東邦ホットライン）・社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。

(2) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために、グループ経営委員会の管理・監督の下に、倫理綱領の実践的運用と徹底を図る。特に、薬事関連の法規、独占禁止法等の公正競争の確保に関する法規、企業情報・個人情報

の厳重管理等については、その遵守体制の維持・強化を図るとともに、その教育・啓発に注力する。

- ②当社は、職制を通じて適正な業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に処分するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
- ③当社は、当社グループの使用人の法令、定款および各種規程を遵守した職務の執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内（東邦ホットライン）・社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。これらを通じて、実効性ある内部通報制度の円滑な運営を図る。
- ④当社は、定期的な内部監査を実施することにより、当社グループの使用人の職務の執行の法令、定款および各種規程に対する適合性を確認するとともに、適正な職務の執行の維持・強化を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録も含む）およびその他重要な情報を、法令および「文書取扱規程」に基づいて、適正に保存・管理する。
- ②当社は、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査等委員の監査を受けることにより、その適正性を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「リスク管理基本規程」に基づいて、当社グループのリスク管理体制の整備を進めるとともに、当社グループに生じた、または生じる可能性のあるリスクの早期発見・把握に努め、リスクへの適切な対応を図る。
- ②当社は、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会およびグループ災害対策委員会等を通じてグループ経営委員会にリスク情報を報告し、適切な対応を図り、リスク管理体制の維持・整備に努める。
- ③当社は、当社グループに不測の事態が発生した場合には、社長（もしくは社長が指名する者）が指揮する対策本部を当社もしくは事業運営会社に設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整えるとともに、医療用医薬品供給体制の維持・確立を図る。
- ④当社は、コンピューター処理システムの正常な稼働を維持するために、複数のデータセンターを置いてバックアップ体制を取り、事故に備えた体制を適切に構築する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締

役会を毎月1回定時に開催または必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- ②当社は、取締役会への付議・報告事項については、事前にグループ経営委員会において十分な検討を行うことにより、効率的かつ実質的な取締役会の運営を維持する。
- ③当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」を定め、それぞれの責任者およびその責任と執行手続を定める。
- ④当社は、中期経営計画および年次経営計画に基づいた当社グループの事業活動の進捗状況を、定期的に取り締役会において確認する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の業務執行について決裁基準を整備し、これにより重要な業務執行についてはグループ経営委員会において協議・報告するとともに、必要に応じて取締役会に付議・報告を行う。また、「関係会社管理規程」に従って報告させることにより子会社管理を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」に定める「経営上のリスク」に適切に対応するため、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの推進を図る。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に定める基本方針に基づき、報告体制を整備し、子会社を管理するとともに、重要なものについてはグループ経営委員会において協議する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は子会社に、業務の適正を確保するため倫理綱領に定める、倫理規範に基づく行動基準の実践を徹底させる。

ロ. 当社は、当社の定期的な内部監査を実施することにより、子会社の業務監査を実施し、職務の執行の適正性を確保する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて設けるものとする。
- ②当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く場合は、その任命・異動等人事に

関する事項は、監査等委員会または常勤監査等委員との協議を経たうえで決定する。

(8) 監査等委員会への報告に関する事項

- ① 監査等委員は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、または必要に応じて議事録等を閲覧し、取締役および当社グループの使用人から重要事項の報告を受ける。
- ② 取締役およびこれに準じる使用人は、法令・定款違反等会社に著しい損害を及ぼす重要な事実が発生した場合は、速やかに監査等委員会または常勤監査等委員に報告する。
- ③ 稟議は、決裁後速やかに監査等委員に供覧する。

(9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会または常勤監査等委員へ報告を行った当社グループの役職員が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会専用の弁護士、公認会計士、コンサルタント等の監査等委員会監査に必要な費用を負担するものとする。
- ② 当社は、上記のほか監査等委員が職務の執行上必要とする費用についても、負担するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互に意思疎通を図る。
- ② 監査等委員会は、会計監査人から会計監査の計画、方法および結果について定期的に報告を受け、情報交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 内部監査部門は、内部監査結果、内部監査情報その他必要な情報を監査等委員会に提供し、監査等委員会との緊密な連携を図る。また、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査部門に対し監査事項等について調査を求めることができる。
- ④ 当社は、監査等委員が会社の顧問弁護士とは別に監査等委員会専用の弁護士と顧問契約を締結し、活用することを保証する。

前述の基本方針に基づく、当事業年度の内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行の適正性・効率性を確保するための取り組みについて

当社は、取締役会を原則月1回、グループ経営委員会を原則月2回開催し、適正性・効率性の観点から、事業計画その他、経営上の重要事項についての十分な審議を行っております。当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）16名のうち3名が社外取締役、また取締役（監査等委員）3名のうち2名が社外取締役であり、前述の会議を含む、重要会議に出席し、随時必要な意見表明等を行っております。その他重要事項については、監査等委員会または常勤監査等委員への報告を義務付ける規程を整備し、稟議書の回付その他、監査に必要な情報が監査等委員に伝達される仕組みを構築・運用しております。

(2) コンプライアンス推進・リスク管理体制について

当社は、「リスク管理基本規程」を制定し、当社および当社グループ会社のコンプライアンス推進およびリスク管理に関する重要な課題について、当社社長が指名する者を委員長とするグループ・コンプライアンス・リスク管理委員会において審議し、方針を決議しております。

コンプライアンス推進については、当社において「倫理綱領」を用いた教育研修および啓発活動を定期的実施し、意識および知識の向上に取り組むとともに、当社グループ会社への啓発活動に努めております。

リスク管理については、事業活動に影響を及ぼすリスクの発生状況について定期的に当社内および当社グループ会社に対しヒアリングを行うとともに、結果をグループ・コンプライアンス・リスク管理委員会およびグループ経営委員会に報告し、適切な対応を図っております。

また、当社では、法令違反・不正行為等の早期発見および未然防止ならびに自浄作用の向上を目的として、内部通報制度を整備しており、社内外に通報窓口を設置しております。

(3) グループ管理体制について

当社グループ会社の管理につきましては、上記運営とともに「関係会社管理規程」に則り、報告体制を整備し、子会社を管理するとともに、重要なものについてはグループ経営委員会において協議を行う体制を整えております。また、当社の内部監査部

門は、監査計画に基づき、グループ各社に対する内部監査を行っております。

(4) 監査の実効性確保のための取組みについて

社外取締役を含む監査等委員は取締役会およびグループ経営委員会等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効性に関わる情報を入手しております。また代表取締役および各部門の責任者等と定期的に会合を持ち意見交換を行うとともに、会計監査人および内部監査部門から定期、随時に報告を受け、情報交換を行う等、緊密に連携する体制を整備しており、監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成28年 4月 1日〕
〔至 平成29年 3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	10,649	47,794	115,938	△16,287	158,094
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,058		△2,058
親会社株主に帰属する当期純利益			14,225		14,225
自己株式の取得				△1	△1
株式交換による増加		62		237	300
土地再評価差額金の取崩			18		18
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計		62	12,184	235	12,483
平成29年3月31日残高	10,649	47,856	128,123	△16,051	170,577

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成28年4月1日残高	20,764	△4,269	16,495	67	174,656
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,058
親会社株主に帰属する当期純利益					14,225
自己株式の取得					△1
株式交換による増加					300
土地再評価差額金の取崩					18
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	1,071	△18	1,053	78	1,132
連結会計年度中の変動額合計	1,071	△18	1,053	78	13,615
平成29年3月31日残高	21,836	△4,287	17,548	145	188,271

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・ 連結子会社の数	20社
・ 主要な連結子会社の名称	東邦薬品株式会社 九州東邦株式会社 株式会社セイエル 株式会社幸耀 合同東邦株式会社 株式会社東邦システムサービス 株式会社シンク・ワン 株式会社スクウェア・ワン ファーマクラスター株式会社 株式会社ファーマダイワ 株式会社J. みらいメディカル 株式会社清水薬局 株式会社ファーマみらい セイコーメディカルブレーン株式会社 ベガファーマ株式会社 有限会社キュア 株式会社青葉堂 株式会社厚生 株式会社東京臨床薬理研究所 株式会社アルフ

② 非連結子会社の状況

・ 主要な非連結子会社の名称	株式会社ネグジット総研
・ 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、連結当期純損益及び利益剰余金等に重要な影響を与えず、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の数 1社
・ 主要な会社の名称 酒井薬品株式会社
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
・ 主要な非連結子会社の名称 株式会社ネグジット総研
・ 主要な関連会社の名称 協栄薬品株式会社
・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結当期純損益及び利益剰余金等に重要な影響を与えず、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は、一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
その他有価証券
・ 時価のあるもの ……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
・ 時価のないもの ……………移動平均法による原価法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法…連結子会社5社
（東邦薬品株式会社、九州東邦株式会社、株式会社セイエル、株式会社幸耀、合同東邦株式会社）は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の連結子会社は最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

(リース資産

以外のもの) ……………定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

車両及び運搬具 4年～6年

その他 5年～15年

イ. 無形固定資産

(リース資産

以外のもの) ……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

ウ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金……………売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金……………使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ウ. 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

エ. 返品調整引当金……………返品による損失に備えるため、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア. 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社7社（株式会社スクウェア・ワン、株式会社ファーマダイワ、株式会社J. みらいメディカル、株式会社ファーマみらい、ベガファーマ株式会社、株式会社東京臨床薬理研究所、株式会社アルフ）は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当社及び連結子会社3社（東邦薬品株式会社、合同東邦株式会社、株式会社東邦システムサービス）は、確定拠出年金制度に全面的移行したことに伴い、移行時在籍従業員のうち、定年の退職者に対しては、過去勤務部分の一部を退職時に退職一時金として支払う経過措置を設けております。それにより、平成29年3月末現在の退職給付債務を従業員の退職給付に備えるために計上しております。数理計算上の差異は、僅少のため発生年度に費用処理することとしております。

イ. のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日までに発生した負ののれんの償却については、5年間または10年間の均等償却を行っております。

ウ. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ31百万円増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	47,285百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
定期預金	265百万円
建物	3,946百万円
土地	7,283百万円
投資有価証券	4,155百万円
計	15,650百万円
② 担保に係る債務	
支払手形及び買掛金	19,441百万円
長期借入金（1年内返済を含む）	2,232百万円
計	21,674百万円

担保に供している資産のうち建物2,134百万円、土地2,410百万円は、連結子会社の借入金担保として抵当権が設定されているものですが、当該借入金は当社が債務保証しております。

(3) 保証債務	
買掛債務の保証債務	0百万円
(4) 土地の再評価	

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に基づき算出しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,793百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	78,270千株	—	—	78,270千株
合計	78,270千株	—	—	78,270千株
自己株式				
普通株式(注)	9,657千株	0千株	140千株	9,518千株
合計	9,657千株	0千株	140千株	9,518千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少140千株は、(株)大正堂との株式交換に伴う代用自己株式の交付による減少であります。

(2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2019年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(注1、2、3)	普通株式	6,756	10	—	6,767	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	40	42	—	82	145
合計			6,796	53	—	6,850	145

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 転換社債型新株予約権付社債の目的となる株式の数の増加10千株は、社債要項の転換価額調整事項に従い、当該転換価額を調整したことによるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月11日 取締役会	普通株式	1,029百万円	15円	平成28年3月31日	平成28年6月9日
平成28年11月9日 取締役会	普通株式	1,029百万円	15円	平成28年9月30日	平成28年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月11日 取締役会	普通株式	1,031百万円	15円	平成29年3月31日	平成29年6月9日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については定期預金等の安全性の高い商品に限定し、また、資金調達については銀行借入を中心に行う方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要の都度、把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、財務部門において定期的に時価を把握し、リスクを管理しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達や、投資資金を長期借入金で調達するまでの短期間のつなぎ資金であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の実行及び管理は、財務部門において行っておりますが、実行にあたっては、事前にヘッジ対象の借入金と共に社内規程に基づき決裁を受けて行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注2)参照）。
 (単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	31,966	31,966	—
(2) 受取手形及び売掛金	284,205	284,205	—
(3) 仕入割戻未収入金	15,824	15,824	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	52,898	52,898	—
(5) 支払手形及び買掛金	349,039	349,039	—
(6) 社債	15,041	17,445	2,403
(7) 長期借入金	3,442	3,441	△0
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、及び(3) 仕入割戻未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	21,734	52,804	31,069
	国債・地方債等	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	11	16	4
	小 計	21,746	52,820	31,074
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	90	78	△12
	国債・地方債等	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	90	78	△12
合 計		21,837	52,898	31,061

(注) 減損処理にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べ50%程度以上下落した場合に減損処理を行っております。また、30~50%程度下落した場合は、過去1年間の月末の平均時価を算出し、取得原価に比べて30%以上の下落であった時に減損処理を行っております。

② 連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,805	966	—
債 券	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	1,805	966	—

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（8）②参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	720	150	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(7)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	金額
非上場株式等	15,883

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	31,058	—	—	—
受取手形及び売掛金	284,205	—	—	—
仕入割戻未収入金	15,824	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	10	—	—
その他有価証券	—	0	—	—

(注4) 社債・長期借入金・リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
社債	—	15,000	—	—
長期借入金	1,480	1,051	260	649

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略いたします。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,736円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 207円12銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

〔自 平成28年 4月 1日〕
〔至 平成29年 3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成28年4月1日残高	10,649	46,177	2,461	48,638	664	1,672	6,336	38,044	46,716
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△2,058	△2,058
当期純利益								14,358	14,358
土地圧縮積立金の取崩						△72		72	
自己株式の取得									
株式交換による増加			62	62					
土地再評価差額金の取崩								18	18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計			62	62		△72		12,390	12,318
平成29年3月31日残高	10,649	46,177	2,523	48,700	664	1,599	6,336	50,434	59,034

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成28年4月1日残高	△16,327	89,677	26,582	△4,246	22,335	67	112,079
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△2,058					△2,058
当期純利益		14,358					14,358
土地圧縮積立金の取崩							
自己株式の取得	△1	△1					△1
株式交換による増加	237	300					300
土地再評価差額金の取崩		18					18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			712	△18	694	78	773
事業年度中の変動額合計	235	12,616	712	△18	694	78	13,389
平成29年3月31日残高	△16,091	102,293	27,295	△4,264	23,030	145	125,469

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法

④ 長期前払費用……………均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当事業年度負担額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金……………平成17年4月の確定拠出年金制度に全面的移行したことに伴い、移行時在籍従業員のうち、定年の退職者に対しては、過去勤務部分の一部を退職時に退職一時金として支払う経過措置を設けております。それにより、平成29年3月末現在の退職給付債務を従業員の退職給付に備えるために計上しております。数理計算上の差異は、僅少のため発生年度に費用処理することとしております。
- ⑤ 債務保証損失引当金……………債務保証による損失に備えるため、被保証先の財務状態等を勘案して損失負担見積額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ8百万円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	15,251百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建 物	212百万円
土 地	809百万円
計	1,022百万円
担保に係る債務	
長期借入金（1年内返済を含む）	795百万円
計	795百万円
なお、下記資産は東邦薬品株式会社等の子会社の支払手形及び買掛金に係る担保に供しております。	
定期預金	235百万円
建 物	482百万円
土 地	2,337百万円
投資有価証券	4,153百万円
計	7,208百万円
(3) 保証債務	
銀行保証債務	1,938百万円
買掛債務の保証債務	510百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,886百万円
長期金銭債権	7,360百万円
短期金銭債務	4,308百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に基づき算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,822百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

17,831百万円

営業取引以外の取引による取引高

395百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(注)	9,646千株	0千株	140千株	9,506千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少140千株は、(株)大正堂との株式交換に伴う代用自己株式の交付による減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	51百万円
賞与引当金	20百万円
その他	22百万円
計	95百万円
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	646百万円
債務保証損失引当金	223百万円
投資有価証券	492百万円
関係会社株式	1,151百万円
その他の固定負債	59百万円
退職給付引当金	4百万円
減損損失	117百万円
資産除去債務	86百万円
ストックオプション	31百万円
その他	0百万円
計	2,814百万円
評価性引当額	△2,803百万円
小計	10百万円
繰延税金資産合計	105百万円
繰延税金負債（固定）	
土地圧縮積立金	△705百万円
その他有価証券評価差額金	△12,140百万円
子会社合併に伴う有価証券評価差額金	△429百万円
資産除去債務	△67百万円
子会社株式	△154百万円
退職給付信託から返還された投資有価証券	△147百万円
繰延税金負債合計	△13,644百万円
繰延税金負債の純額	△13,538百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東邦薬品株式会社	所有 直接 100.0	経営管理契約締結 資金援助 不動産賃貸 役員の兼任	資金の貸付 受取利息 (注1) 不動産賃貸料収入 (注2) 受取配当金収入 (注3)	△3,006 65 1,939 14,340	貸付金 (CMS貸付金) 預り金 (CMS預り金)	6,873 —
子会社	株式会社スクウェア・ワン	所有 直接 60.0 間接 40.0	資金援助	資金の貸付 受取利息 (注1)	604 105	貸付金	5,439
子会社	ファーマクラスター株式会社	所有 直接 100.0	資金援助 役員の兼任	資金の借入 支払利息 (注1)	△244 45	預り金 (CMS預り金)	4,012
子会社	株式会社アルフ	所有 直接 91.5 間接 0.8	当社グループの顧客 支援システムを販売 資金援助 役員の兼任	債務保証 (注4)	1,648	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 利率については、当社の規程に基づき、市中金利等を勘案し協議の上決定しております。なお、取引金額は、期中の増減の純額を記載しております。
2. 不動産賃貸料収入は、近隣の取引実勢に基づき、協議の上決定しております。
3. 受取配当金収入は、配当基準を設定し、それに基づき決定しております。
4. 銀行借入につき、債務保証を行ったものです。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,822円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 209円03銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。